

## 書評

### 自由追求の憲法学

——小林孝輔『日本の憲法政治』について——

田畠忍

(一)

小林孝輔教授の近著『日本の憲法政治』は、自由を追求して止まない小林教授が、この一・二年の間に書かれた労作を集めた好論文集である。

教授は、序文で、このことを、「さまざまの学派的または党派的立場を越え、……できるだけ自由な考えになって書いたつもりである。自由は、思想においても、生活においても貴重だと思う。文中わたくしが、日本のあらゆる分野における官僚主義、反動思想、形式主義のイデオロギーを批判し、——たとえいまの憲法がなお、人間の自由の保障には不充分であるにせよ——その発現としての憲法改訂に反対するのも、まさに自由へのねがいにほかならない」、と告白しているのに見ても、それは明らかだ、と言い得る。

ところで、この著書の第一部「日本の憲法制度点描」には、「一 基本人権と公共の福祉、二 自由権——その現実と対策、三 直接民主政、四 議会主義の問題点、五 国会法の改正の方向、六 最高裁判所の実情」、この六つの論文が含まれている。これらの諸論文は、「日本の憲法制度に於ける基本的人権が憲法どおりに行われていない事実を各」側面から考察して、国民の努力によってこれを守るべきことを説き、例えば、「このような国民の努力のみが自由権確保の、唯一最上絶対の手立てなのである」(二八頁)、と言われている。全く同感である。

第二部「憲法政治点描」には、「一 現在の憲法と政治、二

現在の政治状況——「法の支配」ということ、三 憲法体制と安保体制、四 憲法問題とその周辺、五 改憲の諸動向——政府・保守政党・国会論議・憲法調査会、六 憲法調査会と憲法問題の方向、七 憲法改正問題の評価、八 議会政寸感、九

裁判批判、一〇 憲法裁判、一一 駐留軍違憲判決、一二 田中耕太郎論、一三 新安保条約をめぐる憲法問題」、の十三論文が入っている。これらの論文は、結局は、憲法体制と安保体制の矛盾の指摘と、その解決策が中心の課題となっている。そして、正しく「憲法の側に一元化すべきであろう」（九六頁）、と言われているのである。憲法改悪に対決する其の姿勢はきわめて明瞭である。

さらにまた、第三部「憲法学界点描」は、一 憲法研究の課題、二 日本における憲法研究者の足あと、三 佐々木惣一論、四 形式論理主義的憲法学、の諸論文によって構成されている。そこに見られるところは、保守反動の学説の如きは歯牙にもかけない、と言った旗幟鮮明な態度であるが、些か学派的な偏見があると見るのは僻目であろうか。

最後の第四部の「書評」にも、その点がうかがえるのであるが、そこには、批評的な憲法文献の解題（一 日本国憲法理解のために）のほかに、「二 君主制の問題（佐藤功著『君主制の研究』）、三 日本の立法史および背景（鈴木安蔵著『法律史』）、四 謎るべき自由への反省（清水英夫著『思想・良心および言論の自由』）、五 憲法政治の批判（和田英夫著『憲法の

現代的断面』）、六 安保条約、非とはの論理」の諸論評を選択されている。

## (三)

教授の本書中に盛られた諸論文は、「たまたまその時期に、新安保問題、松川・砂川両裁判を契機とする裁判批判問題、憲法調査会の活動の進展等があつたため」（序文）、これらの問題を中心にはがく多くを占めている。そうして、著者の立場は、これらの諸問題について、鋭く、興味津々たるタッチを以て批判することに貫かれている。文章には甘美な味があって、ジャーナリストイックだと言うこともできる。すなわち、そうした才人的なスタイルで、それは新安保条約を否定し、松川事件・砂川事件についての誤れる裁判を批判し、憲法調査会等の憲法改悪計画に反対する立場を堅持するものであつて、その意味で勢い「党派的な立場」であり、またその批判のさいの方法論も多分に「学派的」である。しかし、「党派的な立場」を私は必ずしもわるいとは思わない。のみならず、むしろ正しい党派的な立場の確立が、社会的学問の場合には特に必要だとすら考えるぐらいである。

けれども「学派的な立場」については、それと同じようには考えられ得ない。すなわち異った学派的な立場で、党派的な立場を共通にすることはあり得る、例えば現に、教授と私とは学派的な立場を異にしながら、党派的には異っていないのである。

すなわち教授の憲法学も、また私の憲法学も、ともに「自由追求の憲法学」であり、人権主義の憲法学であって、教授の結論と私の結論とが、目的に於て一致しているのは、其のためである、と言えるのである。

#### (四)

教授が、その学派的な立場として、憲法学の方法論を明確に示されているのは第三部であり、其の三と四に於て著るしい。従つて、その意味で、特に四の「形式論理主義的憲法学」は、教授の憲法学を理解するために必要な核心的な部分である、と言いうことができるるのである。

すなわち教授は、三の「佐々木惣一論」に於て、また四の「形式論理主義的憲法学」に於て、佐々木博士の立憲主義的憲法学または形式主義的憲法学を、過去的な意味に於て相当の評価されながら、現在及び未來的な意味に於て、これを評価されようとはしないのである。この教授の見解は、また多くの主觀的政論的な進歩的憲法学に類似共通しているところである。従つて、そのような批判の過程に於て、教授御自身の立場が進歩的主觀主義の立場であることを明らかにされている。それとともに、いわゆる法学的な方法を斥けて、政治学的方法論こそが科学的で正しいのだと言うことを強調される。言うならば、それは法学の「政治学化」であり、法学と政治学の混同である。それだけでなく、また客觀主義的立場が必然に保守的反動的な傾向に結び

つくものだと言う主張をされるのであるが、この点は何としてもいただけない。例を挙げるならば、私はさて置いても佐々木憲法学の伝統に立つて、主觀的に権力主義的な「統治行為説」を斥ける磯崎辰五郎氏の客觀主義または形式論理主義的公法学の諸論文を見るならば、それだけでも明瞭な筈である。しかし教授は進歩的な立場は価値論的な主觀説のほかにはない、と断定される。そして主觀説にも、また客觀説にも、それぞれ進歩的と、保守的と、反動的とを類別すべきことを看却されるのである。すなわち、それは党派的な立場と学派的な立場との相異を無視されているためである、と言わねばならない。

かくして、教授は、私（田畠）の立場、私（田畠）の憲法学が、私（田畠）の標榜にもかかわらず、客觀主義ではなく、形式論理主義的憲法学でもなく、従つて佐々木憲法学から由来しているものではない、と断定されるのである。例えば教授は、「かくて田畠説は、それがあえて敵対視する「主觀主義」憲法論に近く、あるいはそれ以上に主觀的であることが知られる。わたくしは田畠教授が、またその憲法解釈学が主觀性をふくんでいることを不当とするものでは毛頭ない。むしろ憲法学の正しい姿勢を示すものであろう。田畠教授の憲法論は、周知のように激しく民主主義的・実践的・意欲的であるが、それは、いまみたような客觀主義の枠をつき破る「主觀性」にもよるものと解されるからである。私（小林）の疑問は、これほどまでの徹底した価値観に立ちながら、田畠教授によればこの「客觀主義」

が、佐々木惣一博士の憲法学の中に見出され、それに依拠しているとする点に存する。このことは、とりわけ教授の憲法改正論議にあてはまる」（本書、二四一頁）云々、と言われているのである。

すでに、この教授の「形式論理主義的憲法学」が、「憲法学に於ける論理主義的法実証主義の現代的意義」と言う題名で公開にされた（青山法学論集、三巻二〇号）さい、私は「憲法学に於ける論理主義的法実証主義」（同志社法学、七十一号）という題名の反論を執筆して、教授の論難のあたらないことを詳述したところである。そのように、私が歴史観・価値観を強くもつてをり、かくして日本国憲法を評価していることと、その憲法の客観的な解釈をしていることは完全に一致しているのであって、決して矛盾するものではなく、従つて私が主觀主義学派である、ということにはならない筈である。

ここでは、しかし、そのことに関する詳論は省くことにしなければならない。ただ教授と私とは党派的立場を共通にしながら、学派的立場または方法論的立場が、やはり著るしく異つ

てることを痛感せざるを得ないのである。しかるに教授は、政論と法論とを混同されるだけでなく、学派的立場と党派的立場とをいっしょにされているのである。そこに教授の憲法学の方法論の問題がある、と言うことができよう。

それと同時に、否それとは別に、「政治的な自由追求の憲法学」という特色が、教授の憲法学の体質であり、従つてまたこの清新な論著『日本の憲法政治』論の特質である、と私は考えるのである。

## (五)

以上の私の書評は、或いは小林教授の見解・主張を誤り伝えている点なきにしもあらず、また礼を失している点もあるかも知れない。しかし、それはすべて私の本意ではなく、それらについては教授の御宥恕を願わねばならない。なお本書は、日本評論新社の発行であり、B六版で頁数二八七頁、定価五八〇円であることも附記しておく。